

沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県警察職員の定員に関する条例（昭和47年沖縄県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「2,666人」を「2,766人」に、「104人」を「106人」に、「215人」を「220人」に、「1,540人」を「1,601人」に、「807人」を「839人」に改める。

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

平成28年11月29日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

本年4月に本県で発生した米軍関係者による事件を受け、事件事故への初動対応及びパトロールなどの地域警察活動のための警察力を充実及び強化するため、警察官の定員を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。